地域密着型サービス事業所の運営規程に係る従業者の員数等係る表記等に関する改正について 松阪市健康福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成 18 年 老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号。以下「準省令解釈通知」いう。)の一部が改正されたことを受けて、運営規程に定めるべき事項のなかで、従業者の員数に関する取扱いが下記のとおり変更となりました。

このことに伴い、運営規程の変更に係る届出の仕組みについても連動する形で改正させていただきます。

記

1. 基準省令解釈通知の改正内容

改正前	(新設)
改正後	従業者の職種、員数及び職務の内容(以下「従業者の員数等」という。)
	従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程
	を定めるに当たっては、基準省令により置くべきとされている員数を満たす範囲におい
	て、「〇人以上」と記載することも差し支えない(基準省令において規定する重要事項を
	記した文書に記載する内容についても、同様とする。)。

2. 運営規程の変更に係る届出の仕組みに関する改正内容

改正前	従業者の員数等に変更があった場合は、その都度運営規程を変更したうえで、介護保
	険法第78条の5の規定により10日以内に市に変更届を提出。
改正後	(1)基準省令解釈通知の改正により事業所の運営規程に係る従業者の員数を「○人以
	上」と規定する場合は、従業者の員数等に変更が生じるたびに運営規程を改正するこ
	とを求めないものとする。(運営規程の変更の届出も不要。)
	(2) 基準省令解釈通知の改正に関わらず、事業所の運営規程に係る従業者の員数を
	「〇人」と規定する場合において、基準省令に規定する員数を満たす範囲内における
	員数の増減に併せて運営規程を変更する場合は、業務負担軽減等の観点から、毎年
	度7月末(1回/年)を提出期限として直近の従業者の員数等に係る変更届を提出す
	るものとする。ただし、運営規程はその都度変更しなければならない。
	(3)「〇人以上」の員数を満たすことができない状況が継続することから基準省令に規定
	する員数を満たす範囲内において運営規程に係る従業者の員数を減少するよう改め
	るとき、又は員数を増加し、運営規程を変更する場合は、(2)と同様に業務負担軽減
	等の観点から、毎年度7月末(1回/年)を提出期限として直近の従業者の員数等に
	係る変更届を提出するものとする。
	(4)運営規程の従業者の員数等に係る変更届の仕組みを変更するもので、事業の目的
	及び運営の方針等その他の項目を変更する場合は、介護保険法第78条の5の規定
	に準ずるものとする。

3. 注意事項

この度の変更届の仕組みの改正は、運営規程に係る従業者の員数等に関する届出の簡素化について改正するもので、介護保険法第78条の5第1項において厚生労働省令に委任する介護保険法施行規則第131条の13第1項各号に規定する事項に変更があった場合は従前のとおり届出を行うものとする。

(参考1)

介護保険法施行規則第131条の13第1項に規定する事項(要約)

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 3 申請者の登記事項証明書又は条例
- 4 事業所の平面図及び設備の概要
- 5 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 6 運営規程
- 7 その他介護サービスの区分に準じて設定する事項

(参考1)

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告

- Ⅱ令和3年度介護報酬改定の対応 4.介護人材の確保・介護現場の革新
- (3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進
- ② 員数の記載や変更届出の明確化

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、運営規程や 重要事項説明書に記載する従業者の員数について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること 及び運営規程における従業者の職種、員数及び職務の内容について、その変更の届出は年 1 回で 足りることを明確化する。

(参考2)

介護保険法第78条の5

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。